

川崎市公告第360号

入札公告

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和8年2月5日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名 多摩区役所生田出張所機械警備業務委託
- (2) 履 行 場 所 川崎市多摩区生田7-16-1 多摩区役所生田出張所
- (3) 履 行 期 間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで
- (4) 業 務 概 要 機械警備（防犯、火災監視、設備監視及び設備制御）等

2 競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 入札期日において、令和7・8年度川崎市業務委託有資格業者名簿に、業種「警備」、種目「機械警備」で登録されている者。
- (4) 過去5年間に、本市又は他の官公庁等において、本件と内容及び規模をほぼ同じくする業務の契約を、1年以上継続して適正に履行した実績を有すること。

3 入札参加申込書等の配布・提出、仕様書の閲覧及び問合せ先等

この入札に参加を希望する者は、次により入札参加の申込みをしなければなりません。

入札参加申込書等は、インターネットにおいて川崎市ホームページ「入札情報かわさき」の本件の入札公表詳細からダウンロードできるほか、次の（1）の場所において配布します。

(1) 配布・提出、仕様書の閲覧場所及び問合せ先

川崎市多摩区生田7-16-1 多摩区役所生田出張所
電話 044-933-7111
FAX 044-934-8319
電子メール 71ikuta@city.kawasaki.jp

(2) 配布・提出、仕様書の閲覧期間

令和8年2月5日(木)から令和8年2月12日(木)まで(ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く)の9時から17時まで(ただし、12時から13時までを除く)

(3) 提出方法

持参

(4) 提出書類

ア 入札参加申込書

イ 上記2(4)が確認できる契約書の写し(件名、契約金額及び契約相手が分かるもの)

4 確認通知書の交付

入札参加申込書を提出した者には、令和8年2月13日(金)に、令和7・8年度川崎市業務委託有資格業者名簿に登録されている電子メールアドレスに確認通知書を送付します(電子メールアドレスの登録がない場合は、FAXで送付します)。

5 質問書の受付・回答

(1) 質問受付期間

令和8年2月13日(金)から令和8年2月18日(水)17時まで

(2) 質問書の様式

入札説明書に添付の「質問書」の様式を使用してください。

(3) 質問受付方法

電子メール又はFAX

電子メール 71ikuta@city.kawasaki.jp

FAX 044-934-8319

電子メール又はFAXを送信後、3(1)の問合せ先に電話連絡をお願いいたします。

(4) 回答方法

令和8年2月25日(水)17時までに、確認通知書の交付を受けた者へ電子メール又はFAXで回答書を送付します。なお、この入札の参加資格を満たしていない者からの質問には回答しません。

6 競争入札参加資格の喪失

次のいずれかに該当するときは、この競争入札参加資格を喪失します。

(1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 入札参加申込書及び提出書類等に虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

入札は「川崎市競争入札参加者心得」に基づいて行うものとします。

(1) 入札・開札の日時 令和8年3月3日（火） 11時00分

(2) 入札・開札の場所 川崎市多摩区生田7-16-1

多摩区役所生田出張所2階行政会議室

(3) 入札書の提出方法 持参

(4) 入札保証金 免除

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

8 契約手続等

(1) 契約保証金 契約金額の10パーセント

ただし、川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、免除します。

(2) 契約書の作成 要

(3) 前払金 無

(4) 契約規則等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得は、3(1)の場所で閲覧できるほか、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」の「契約関係規定」で閲覧できます。

9 その他

(1) 事情により入札を延期または取りやめる場合があります。

(2) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。

(3) 本件の契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(4) 詳細は、入札説明書によります。

(5) 本件は、川崎市契約条例第6条第2号ウに該当しますので、発注者は、翌年度以降における所要の予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができます。

(6) 当該落札決定の効果は、川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決（令和8年3月頃）を要します。